

契約番号：2026002632-30

工 事 名：南古都地内ほか下水管改良工事（8-1）

質問 1	施工 第0-0040号表の表内記載が「高圧洗浄車 4t 147kW」となっています。「本管用TVカメラ車 2t 95.5kW」と読み替えればよいですか。
回答 1	施工 第0-0040号表の表内に記載の「高圧洗浄車 4t 147kW」は誤りです。 「高圧洗浄車 4t 147kW」を「本管用TVカメラ車 2t 95.5kW」に読み替えてください。 損料については、見積参考資料1 5資材価格等(1)決定単価内の本管用TVカメラ車損料 2tの31,900円/供用日で積算してください。
質問 2	施工第0-0040号表（本管用TVカメラ車運転）の3行目について、名称が「高圧洗浄車」となっています。間違いと思われませんが、積算上の単価について、適用名称を教えてください。
回答 2	回答 1 のとおり
質問 3	施工代価表 第40号表 高圧洗浄者4 t 147kwと記載がありますが決定単価の本管用TVカメラ車損料2tの単価でよろしいでしょうか。
回答 3	回答 1 のとおり
質問 4	施工代価表第40号表 本管用TVカメラ車運転において、高圧洗浄車4t147kWが計上されていますが、見積参考資料1記載の28,800円/供用日単価を採用されていますか？
回答 4	回答 1 のとおり
質問 5	施工代価表 施工0-0040号表 本管用TVカメラ車運転 3行目は本管用TVカメラ車損料2tではなく、見積参考資料 5 資材価格等の高圧洗浄車損料 4t147kw 単位 供用日でよろしいですか？ また、その場合のガソリン レギュラー80オクタン価以上スタンドの数量をお教えてください。
回答 5	回答 1 のとおり また、ガソリン レギュラー80オクタン価以上スタンドの数量については、下水道用標準歩掛表の本管用TVカメラ車の歩掛表の数量を採用しています。
質問 6	施工代価表第40号表 本管用TVカメラ車運転において、使用されている歩掛り数量は下水道標準設計歩掛表 本管用TVカメラ車のものですか？
回答 6	下水道用標準歩掛表の本管用TVカメラ車の歩掛表を採用しています。
質問 7	施工代価表第41号表 高圧洗浄車運転において、高圧洗浄車4t 147kwが計上されていますが、歩掛数量を教示ください。 また、高圧洗浄車の損料は、見積参考資料1に記載の28,800円/供用日を採用されていますか。
回答 7	施工代価表第41号表の歩掛数量については、運転手(一般) 1.000人、軽油 31.000L、高圧洗浄車 1.300供用日、諸雑費(まるめ) 1.00式 を採用しています。 また、高圧洗浄車の損料の採用単価は28,800円/供用日です。
質問 8	施工 第0-0041号表の表内記載が「高圧洗浄車 4t 147kW」となっています。「高圧洗浄車4t 154kW」と読み替えればよいですか。
回答 8	施工代価表第41号表の高圧洗浄車は、4t 147KWです。表題及び備考欄に記載の4t 154KWは誤りです。
質問 9	施工 第0-0062号表「高圧洗浄車運転 4 t 154kW」の数量を教示ください。また、表内記載が「高圧洗浄車 4t 147kW」となっています。「高圧洗浄車 4t 154kW」と読み替えればよいですか。
回答 9	施工第0-0062号表の高圧洗浄車 4t 154KWの数量は1.300供用日です。 また、名称・規格欄記載の4 t 147KWは誤りです。 なお、高圧洗浄車4t 154Kwの損料は、28,200円/供用日を採用しています。

質問 10	見積参考資料 5 資材価格等 (1) 決定単価内「高圧洗浄車損料 4t 147kW (供用日)」は、「高圧洗浄車損料 4t 154kW」と読み替えればよいですか。
回答 10	高圧洗浄車損料の決定単価については、4 t 147KWが28,800円/供用日 (施工第41号表) を採用しています。 また、4t 154KWについては、28,200円/供用日 (施工第62号表) を採用しています。
質問 11	施工代価表第1, 2, 3及び5号表において、人件費の週休二日補正はされていますか？
回答 11	施工代価表1, 2, 3及び5号表において、本来であれば週休二日補正を行うべきところを、誤って週休二日補正を行っていません。本工事では週休二日補正を行わず積算をしてください。 工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条(条件変更等)による協議の対象となります。
質問 12	施工代価表 施工0-0001号表～5号表の労務費の備考に月単価 (×1.02) の記載がありませんが、補正後の単価でよろしいですか？
回答 12	回答11のとおり
質問 13	見積参考資料 6その他①及び工種 第0007号表では「交通誘導警備員B」と記載されていますが、現場説明書 5仮設工①では「交通誘導警備員A 84人」と記載されています。どちらが正ですか。
回答 13	現場説明書 5仮設工①の「交通誘導警備員A 84人」は誤りで、工種明細表 工種第7号表については、見積参考資料 1 6その他に記載のとおり、交通誘導警備員B (昼間) 84人で積算してください。
質問 14	見積参考資料 5 資材価格等 (1) 決定単価内「本管用TVカメラ車損料 2 t」は、95.5kW車の損料ですか。又は63kW車の損料ですか。それぞれの損料を教示ください。
回答 14	2 t 車 95.5Kwの損料です。(施工第40号表)。 2 t 車 63Kwの損料は30,100円/供用日 (施工第60号表) を採用しています。
質問 15	施工 第0-0053号表「給水車 (4t) 運転工」の労務は、「運転手 (一般)」ではないでしょうか。
回答 15	施工代価表施工第53号表について、本来であれば運転手 (一般) を計上すべきところ、運転手 (特殊) を計上しています。本工事では、見積参考資料のとおり積算してください。 工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条(条件変更等)による協議の対象となります。
質問 16	施工 第0-0060号表「本管用TVカメラ車運転 2 t 63kW」の数量を教示ください。
回答 16	本管用TVカメラ車運転 2t 63KWの数量は、1.300供用日を採用しています。
質問 17	施工 第0-0061号表「せん孔機車運転 2 t 84kW」の数量を教示ください。
回答 17	せん孔機車運転2 t 84kWの数量は、1.200供用日を採用しています。
質問 18	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) の一部が令和7年12月12日に改正施行されたことに伴い、直轄工事や岡山県工事においては、入札時に提出する工事費内訳書に労務費、材料費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費を明記することになっています。本工事に添付されている入札価格内訳書には、労務費、材料費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費の項目はありません。岡山市発注工事においては、明記の必要はないと考えてよろしいでしょうか。
回答 18	本件につきましては、公告において、入札時に添付をお願いしております入札価格内訳書に労務費、材料費、法定福利費等の明記は不要としております。
質問 19	単価適用年月日は、令和8年2月とあります。積算上の労務単価は、令和8年度単価 (令和8年3月改正単価) でしょうか。それとも、令和7年度旧単価 (令和7年3月改正単価) でしょうか。旧単価で積算の場合、受注後変更予定でしょうか。
回答 19	労務単価については、公共工事設計労務単価について (令和7年3月1日以降適用) を採用しています。 また、契約後は、岡山市ホームページに掲載の『「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び調査設計業務等技術者基準日額」の運用に係る特例措置について』を参照してください。

質問 20	<p>施工第0-0007号表及び0-0035号表（トラック クレーン装置付）について、施工第0-0002号表と積算条件は同様と思われます。同じ単価と考えるとよろしいでしょうか。異なる単価であれば、違いを教えてください。</p>
回答 20	<p>施工代価表施工2, 7, 35号表については同様の歩掛を使用しています。 2号表については、週休二日補正を行うべきところを、誤って週休二日補正を行っていません。本工事では、2号表について、週休二日補正を行わず積算をしてください。 工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条(条件変更等)による協議の対象となります。</p>
質問 21	<p>施工第0-0008号表（反転・引込車運転）について、施工第0-0003号表と積算条件は同様と思われます。同じ単価と考えるとよろしいでしょうか。異なる単価であれば、違いを教えてください。</p>
回答 21	<p>施工代価表施工3, 8号表については同様の歩掛を使用しています。 3号表については、週休二日補正を行うべきところを、誤って週休二日補正を行っていません。本工事では、3号表について、週休二日補正を行わず積算をしてください。 工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条(条件変更等)による協議の対象となります。</p>
質問 22	<p>見積参考資料の「5 資材単価等の（1）決定単価」における「超高压洗浄車損料4 t 143kw～265kw」の単価を適用している箇所は、施工第0-0064号表のみでしょうか。他の箇所でも使用していますか。</p>
回答 22	<p>施工代価表第0-0064号表のみです。</p>
質問 23	<p>見積参考資料の「6 その他の10において、パッカー工法の1日当たりの作業量は、13箇所を見込んでいます。施工第0-0067号表の備考欄における止水材の数量計算は、11箇所/日となっています。積算上、1日当たりの作業量は13箇所で計算し、止水材の数量は、1, 078（L）と考えるとよろしいでしょうか。</p>
回答 23	<p>施工代価表施工67号表の止水材の数量について、本体であれば98L/箇所×13箇所/日=1,274Lで計上すべきところ、1,078Lで計上しています。 本工事では、見積参考資料のとおり積算してください。 工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条(条件変更等)による協議の対象となります。</p>
質問 24	<p>施工第0-0063号表（モルタル等除去工）の積算条件を教えてください。除去対象物は、モルタルですか。油脂類ですか。木根ですか。（1日当たり作業量を教えてください。）</p>
回答 24	<p>施工代価表63号表について、除去対象物は、モルタル・木根・パッキンを想定していますが、歩掛についてはモルタル除去を採用しています。 作業量については、見積参考資料 1 6 その他⑨に記載のとおり、1日当たり9箇所積算しています。</p>
質問 25	<p>中東情勢等の緊迫により、管路更生材料の大幅な値上げが予想されています。本工事公表の単価から値上げが確認された場合は、変更対応していただけますか。</p>
回答 25	<p>特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、岡山市工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づく協議の対象となります。</p>